

# 京都市公共事業新規採択時評価実施要綱

## (目的)

第1条 この要綱は、本市が実施する公共事業のうち、対象となる事業について新規採択時評価を行うことにより、公共事業の効率性及びその実施過程の透明性の一層の向上を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共事業 道路、河川、公園、土地区画整理、住宅、上下水道、鉄道、環境衛生その他の市民の生活と密接に関連する社会資本の整備に関する事業をいう。
- (2) 新規採択時評価 新たに事業費の予算要求をするに当たり、当該事業の妥当性及び事業費に係る事業の優先性等を判断するために、費用対効果分析の結果を含めた客観的評価指標を用いて行う総合的な評価をいう。
- (3) 着工準備 事業着手後の円滑な事業実施を図るため、事業着手前に環境影響評価及び事業手法の確定等の準備作業に入るための手続きをいう。
- (4) 事業採択 新たに事業費を予算化することをいう。
- (5) 附属機関 京都市附属機関等の設置及び運営に関する指針に規定する本市の附属機関をいう。

## (対象事業)

第3条 新規採択時評価の対象となる公共事業（以下「対象事業」という。）は、次の各号のいずれかに該当する事業とする。

- (1) 新たに事業費の予算要求をしようとする総事業費10億円以上の公共事業。ただし、維持管理に属する事業及び災害復旧事業を除く。
- (2) 着工準備に要する費用を予算要求しようとする総事業費10億円以上の公共事業。ただし、次に掲げる事業で、事業採択前の準備・計画段階で着工時の個別事業箇所（事業を実施する場所をいう。以下同じ。）が明確なものに限る。
  - ア 廃棄物処理施設に係る事業
  - イ 地域高規格道路に係る事業、連続立体交差事業で大規模なもの
  - ウ 高速鉄道事業

2 前項のうち、事業採択前の準備・計画段階において、第6条第2項の各号について附属機関により審議等を行い、事業実施の方針を確認している場合等は、その手続きを新規採択時評価とみなすことができる。

## (評価委員会の設置)

第4条 第1条に規定する目的を達成するため、対象事業を実施する局（以下「事業所管局」という。）は、新規採択時評価の実施主体として当該局内に局公共事業庁内評価委員会（以下「各局評価委員会」という。）を設置する。

2 各局評価委員会の設置に必要な要綱は、各局において定めるものとする。

(評価時期)

第5条 新規採択時評価を行う時期は、原則として、対象事業の個別事業箇所が明確となったときから、当該対象事業の予算要求に係る年度の前の年度の末日までとする。

(評価手続及び方法)

第6条 対象事業を実施する課等は、新規採択時評価を行うに当たって必要となるデータの収集、整理等を行い、評価を受けるために必要な資料を評価調書及び根拠資料（以下「評価調書等」という。）として作成し、これを各局評価委員会に提出する。

2 各局評価委員会は、評価調書等や各局の財政状況等を十分考慮し、新たに事業費を予算要求することの妥当性や事業の優先性等について、次の各号に基づき評価し、評価結果を事業所管局へ報告する。

(1) 上位計画における位置付けと、その方向性に沿った事業効果（事業の妥当性）

(2) 事業を巡る社会経済情勢等（事業の必要性）

(3) 費用対効果分析等（事業の効率性）

(4) 環境及び景観への配慮と、市民とのパートナーシップ

3 事業所管局は、京都市技術管理担当課長会議に評価結果を報告する。

4 事業所管局は、各局評価委員会の評価結果に基づき、査定担当局等に予算要求を行う。

(公表の時期及び内容)

第7条 事業所管局は、対象事業が事業採択されたときは、速やかに当該対象事業に係る新規採択時評価の内容を公表するものとする。

(評価手法の策定及び改善)

第8条 事業所管局は、新規採択時評価の方法の策定及び改善をするものとし、その際は、各局評価委員会の意見を聴くものとする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、評価の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年8月7日から施行し、同日から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和8年2月5日から施行する。